

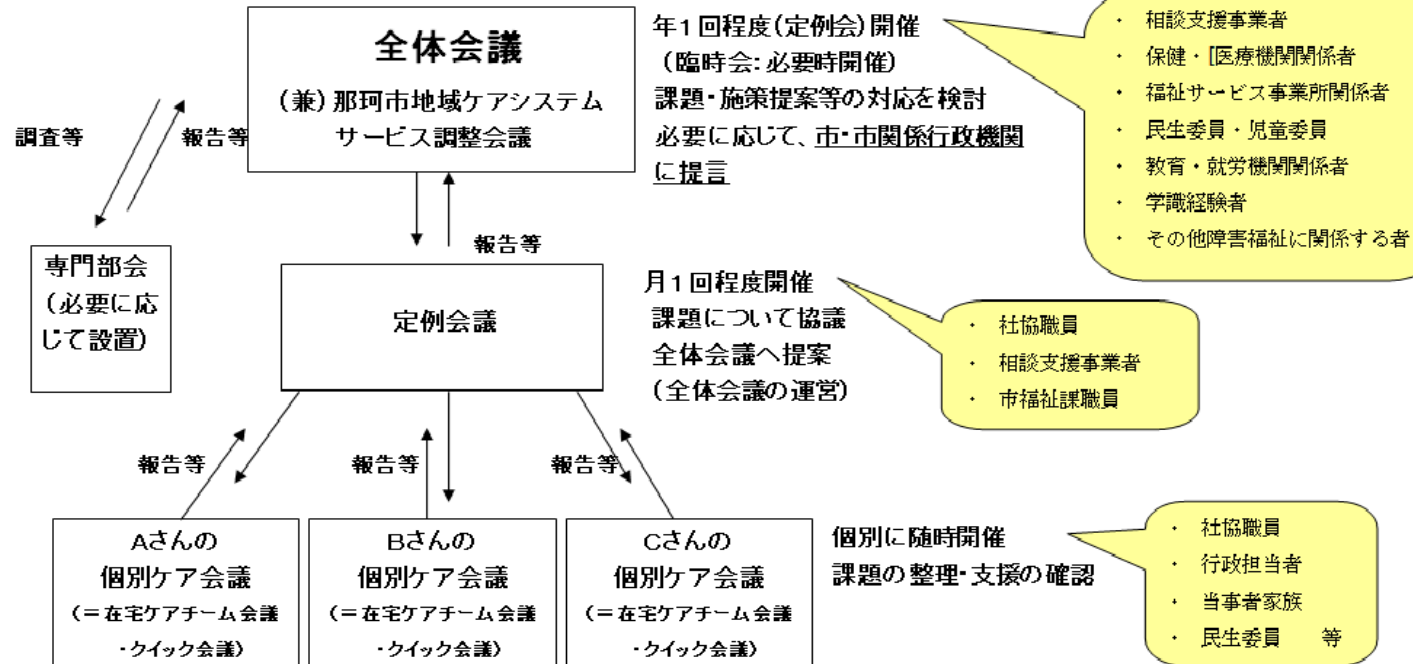
**自立支援協議会の活用による
障害者の就労支援の取り組み
－那珂市社会福祉協議会－**

障がい者支援グループ
主幹 石井泰昭

地域ケアシステムと地域自立支援協議会との整合について

項目	地域ケアシステム	地域自立支援協議会	
1 根拠	茨城県地域ケアシステム推進事業	障害者自立支援法	
2 対象者	65歳未満の高齢者、障害者、難病患者、子育て等要援護者 ※65歳以上は地域包括支援センター事業対象	65歳未満の障害者及び障害児 ※65歳以上及び40歳以上64歳未満で、介護保険法に定める特定疾病に起因する要介護者は地域包括支援センター事業対象者	
3 委員構成 ※地域ケアシステムは、設置運営要項より ※自立支援協議会は、(案)	①医師	① 同左	医療
	②民生委員児童委員	② 同左	福祉
	③日常生活自立支援事業生活支援員	③ 同左	福祉
	④市福祉課保護係・高齢者支援係・障害者支援係	④ 同左	福祉
	⑤市健康推進課成人保健係保健師	⑤ 同左	保健
	⑥訪問看護ステーション職員	⑥ 同左	医療
	⑦地域包括支援センター職員	⑦ 同左	福祉
	⑧ファミリーサポートセンター職員	⑧ 同左	福祉
	⑨訪問介護員	⑨障害福祉サービス事業所	福祉
	⑩通所介護生活相談員	⑩ 同左	医療
	⑪精神科ソーシャルワーカー	⑪ 同左	福祉
	⑫ボランティア代表	⑫学校教育課、特別支援学校	教育
	⑬その他会長が必要と認める者	⑬公共職業安定所	雇用
		⑭その他会長が必要と認める者	
4 組織	A サービス調整会議 B 在宅ケアチーム C 地域ケアコーディネーター	a 全体会 b 部会(ケース会議) c 事務局	
5 報酬等	旅費支給	旅費支給(委託料の予算に計上)	
※自立支援協議会のケア対象者は、地域ケアシステムのケア対象者の中に包括されるため、ケース会議はこれまでどおりサービス調整会議で。			

那珂市地域自立支援協議会の構成図



法令根拠 障害者自立支援法

設置主体 那珂市

運営主体 那珂市社会福祉協議会

所掌事務 地域において障害者の生活を支えるため、相談支援事業をはじめとするシステムづくりに関し中核的な役割を果たし、

障害福祉サービスの提供体制の確保、関係機関によるネットワークの構築、推進等に向けた協議を行う。

協議内容 相談支援事業の運営評価、中立公平性の確保、困難事例への対応協議調整、ネットワークの構築、地域資源の開発改善 等

那珂市地域自立支援協議会運営要綱

社会福祉法人那珂市社会福祉協議会地域自立支援協議会運営要綱

〈趣旨〉

第1条 この要綱は、社会福祉法人那珂市社会福祉協議会障害者相談支援事業運営要綱（平成19年4月1日施行）第4条第7号の規定により、社会福祉法人那珂市社会福祉協議会地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

〈所掌事務〉

第2条 協議会は、地域において障害者の生活を支えるため、相談支援事業をはじめとするシステムづくりに関し中核的な役割を果たし、障害福祉サービスの提供体制の確保、関係機関によるネットワークの構築、推進等に向けた協議を行うものとする。

2 協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- （1）市の相談支援事業の運営評価に関すること。
- （2）困難事例への対応のあり方に関する協議及び調整に関すること。
- （3）地域の関係機関による支援体制の構築に関すること。
- （4）地域の社会資源の開発、改善等に関すること。
- （5）その他障害者の福祉向上のため必要と認められること。

〈構成〉

第3条 協議会は、次に掲げる組織をもって構成する。

- （1）全体会議
- （2）定例会議
- （3）個別ケア会議
- （4）専門部会

〈全体会議〉

第4条 全体会議は、第2条第2項各号に掲げる事項にかかわる課題や施策提案等について、定例会議から報告を受け、その対応を検討し、必要に応じ那珂市福祉事務所その他那珂市の関係行政機関に意見書を提出するものとする。

〈全体会議の委員〉

第5条 全体会議の委員は、次に掲げるも者のうちから20人以内をもって構成し、社会福祉法人那珂市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

- （1）相談支援事業関係者
- （2）保健・医療機関関係者
- （3）福祉サービス事業所関係者
- （4）民生委員・児童委員
- （5）教育・就労機関関係者
- （6）学識経験者
- （7）その他障害福祉に関係する者

〈全体会議の委員の任期〉

第6条 全体会議の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

〈全体会議の委員長及び副委員長〉

第7条 全体会議に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、または欠けたときは、その職務を代理する。

〈全体会議の会議〉

第8条 全体会議の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 全体会議の会議は、年1回の定例会と必要に応じて開催する臨時会とする。
- 3 定例会は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。ただし、臨時会においては、この限りでない。
- 4 全体会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、全体会議の会議に関係者を出席させ、意見を聞くことができる。

〈定例会議〉

第9条 定例会議は、個別ケア会議、専門部会で抽出された課題の具体的取扱いについて協議するとともに、全体会議の運営について必要な調整及び提案を行うものとする。

2 定例会議は、毎月1回程度開催するものとする。

3 定例会議の委員は、社会福祉法人那珂市社会福祉協議会（以下「社協」という。）の職員、各相談支援事業者及び那珂市保健福祉部福祉課職員とする。

〈個別ケア会議〉

第10条 個別ケア会議は、要支援者ごとに設置し、要支援者の要望を把握し、関係機関が支援を行う上での課題の整理及び確認を行い、定例会議に報告するものとする。

2 個別ケア会議は、必要に応じ随時開催するものとする。

3 個別ケア会議の参加者は社協の職員、行政担当者、当事者家族、民生委員等とする。

〈専門部会〉

第11条 専門の事項を調査するため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、必要に応じて全体会議の委員長が設置する。

3 専門部会の設置について必要な事項は、会長が別に定める。

〈報償費〉

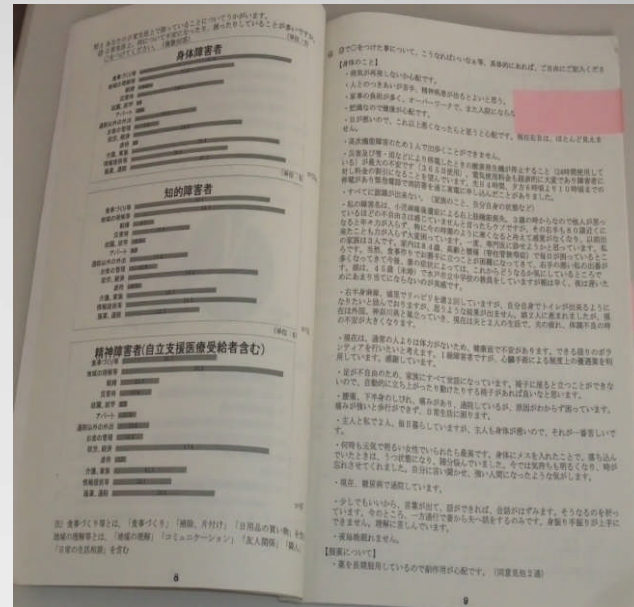
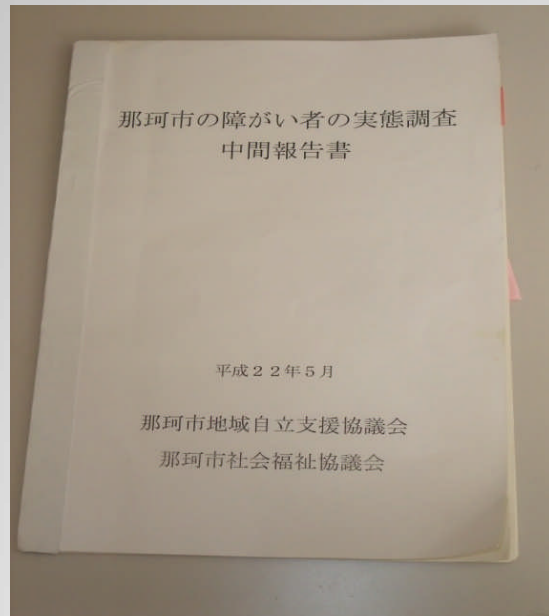
第12条 会長は、予算の範囲内において、全体会議の委員に報償費を支払うことができる。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

那珂市の障がい者の実態調査

- 地域の障がい福祉に関する課題の検討と今後の自立支協議会の指針にするために、アンケート調査を行う。



平成22年度那珂市地域自立支援協議会の流れ

資料1

平成22年度那珂市地域自立支援協議会の運営

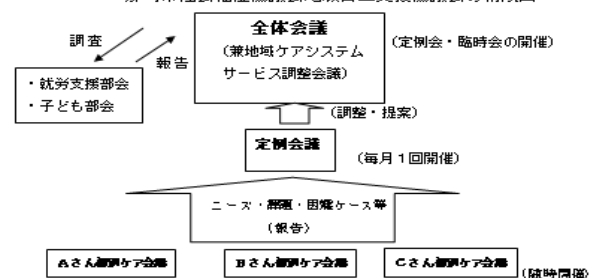
開催日時	会議・部会等の名称	内 容
5月25日	第1回全体会議 (定例会)	・那珂市の障がい者の実態調査 中間報告書について
5月28日	全体会議	那珂市の障がい者の実態調査中間報告書を市福祉事務所へ提出
8月11日	第2回全体会議 (臨時会)	・地域自立支援協議会専門部会設置 要領制定について ・専門部会の設置について
8月11日	第1回 就労支援部会	・常設コーナーの設置について ・市、市商工会からの委託事業の研究 について ・チラシの作成について
8月11日	第1回 子ども部会	・子どもの生涯プランの作成について
9月27日	第2回 就労支援部会	・常設コーナーの設置について ・市、市商工会からの委託事業の研究 について ・チラシの作成について
10月6日	第2回 子ども部会	・相談・支援手帳（ファイル）の作 成について
11月11日	第1回常設店設置 準備会（仮称）	・高齢者福祉センター内売店を利用 した常設コーナーについて
11月19日	第3回 就労支援部会	・ジャスコ那珂町店での展示・販売 会の開催について
11月24日	第2回常設店設置 準備会（仮称）	・障害者週間におけるジャスコ那珂 町店での展示・販売会について
12月6日	第1回相談・支援手帳 （ファイル）作成に伴 う関係者会議	相談・支援手帳（ファイル）の具体 的な使い方・使われ方について
12月 8日・9日	就労支援部会	・ジャスコ那珂町店駐車場における 市内障害者就労支援施設の展示・ 販売会を実施

開催日時	会議・部会等の名称	内 容
12月8日	第3回 子ども部会	・相談・支援手帳（ファイル）の具 体的な使い方・使われ方について
1月13日	第3回常設店 設置準備会（仮称）	・展示・即売会の反省について ・課題と今後の活動について
3月1日	第2回相談・支援手帳 （ファイル）作成に伴 う関係者会議	・相談・支援手帳（ファイル）の内 容等について

○定例会議 毎月第2火曜日（原則） 16:00～17:00

○個別ケア会議 必要に応じて随時開催

<那珂市社会福祉協議会地域自立支援協議会の構成図>



各会議の構成員

<ul style="list-style-type: none"> ○全体会議 ・相談支援事業者 ・保健・医療機関関係者 ・福祉サービス事業所関係者 ・民生委員・児童委員 ・教育・就労機関関係者 ・学識経験者 ・その他障害福祉に関係する者 	<ul style="list-style-type: none"> ○定例会議 ・社協職員 ・相談支援事業者 ・市福祉課職員
<ul style="list-style-type: none"> ○個別ケア会議 ・社協職員 ・行政担当者 ・当事者家族 ・民生委員等 	<ul style="list-style-type: none"> ○専門部会 ・全体会議委員

障がい者の就労の実際

- 雇用者は？
- 障がいを持っている方が、どの様な方で、実際どの様なことが出来るのかが把握できない。
- 障がい者就労支援施設は？
- 那珂市にはどんな仕事があって、どの様な需要があるのか？自分たちにも出来ることが有るのではないか？

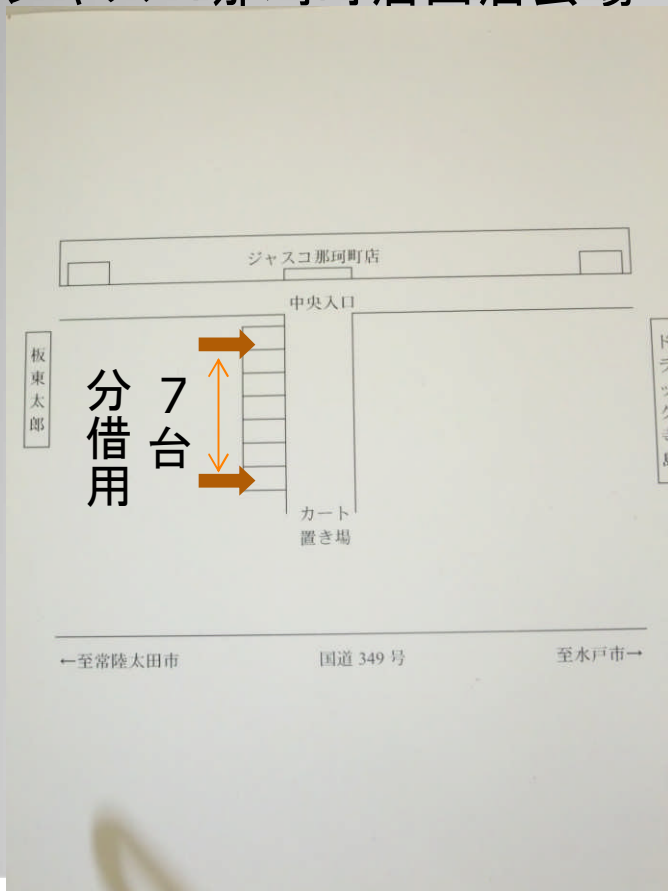
常設店の設置について

- 以前使用されていた、高齢者福祉センターの売店を利用し、障がい者の作品展示・販売常設店の設置を構想をし、施設の方に見学に来ていただきました。



障がい者就労・生活支援施設による展示即売会準備委員会

ジャスコ那珂町店出店会場



就労支援施設に作成してもらったチラシ

那珂市地域自立支援協議会 販売会

障害者自立支援法に基づき平成21年度に那珂市地域自立支援協議会が設置されました。この会の目的は障害福祉に携わる機関・団体・行政が連携して相談支援の円滑な推進を図り、地域における障害者の福祉の向上、関係機関のネットワークの強化が目的です。その中で今回は就労支援部会が主催となり那珂市地域の各障がい者支援施設が集まり各事業所で作っております作品の展示販売会を開催しております。多くの方に「障がい者は何ができるか」を知っていただくためにも是非、各事業所ブースにお立ち寄りください。心よりお待ちしております。

日時：12月9日(金) AM10:00~PM3:00
場所：ジャスコ那珂町店 中央入口 正面

 バン工開かしの木 那珂市杉361-4 029-295-3247	 オアシス 那珂市溝鼻550 029-212-7841	 西田病院 外来リハビリテーション 那珂市豊地505 029-298-0175
 クッキー パウンドケーキ いちご・りんごジャム 豆板醤 きゅうり・ゴーヤ佃煮 焼肉のたれ ハートケアセンター ひたちなか ひたちなか市緑沢2831 029-264-1500	 なるみ園 那珂市鹿田2529-1 029-295-9100	 あおいとり 那珂市鹿田2190-5 029-353-2180
 ゴダイファクトリー 那珂市後合2119-3 029-298-2586	 那珂市地域活動支援センター 那珂市菅谷3198 029-295-2944	各事業所からの仕事の派遣もこなっております。 車取り、清掃、片付けなど各事業所スタッフ同行にて一緒に働きます。 是非、就労支援部会にご相談ください。

那珂市地域自立支援協議会 就労支援部会
住所：311-0105 那珂市菅谷3198
那珂市総合保健福祉センター（ひだまり内）
社会福祉法人 那珂市社会福祉協議会内
TEL：029-295-2944 FAX：029-295-6931

いよいよ展示即売会の開始！



何を買おうか迷ってしまいます。当日、受注注文を受け付けた事業所もありました。

皆さん、次々と商品を手に取り、買われていきます。



これからの活動

- 1月17日にジャスコ那珂町店に出店した就労・生活支援施設による反省会
- 1月31日就労支援部会、就労・生活支援施設 合同による研修会及び今年の活動の報告と意見交換会。

題名：「障がい者就業・生活支援センターの役割と支援の実際について」

※2月中に地域自立支援協議会全体会を開催予定。

ご静聴、ありがとうございました。

社会福祉法人
那珂市社会福祉協議会